地方交付税について

平成25年10月

広 島 県

国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出の約9割

国が地方に事務処理を義務付ける場合

国は必要な財源措置を講じなければならない！

- 広島県の歳出総額 9,305億円(H24年度当初予算)に対し，国庫支出金や県債を充当した経費などを除く一般財源ベースでは 6,656億円
- このうち，配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など，**国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の 約9割（86%）**を占めている状況
- 国が地方に事務処理を義務付ける場合，**国は必要な財源措置を講じなければならない**(地方自治法第232条第2項)ことから，**国は広島県が行う事務の大半について，必要な財源措置を講じなければならない**

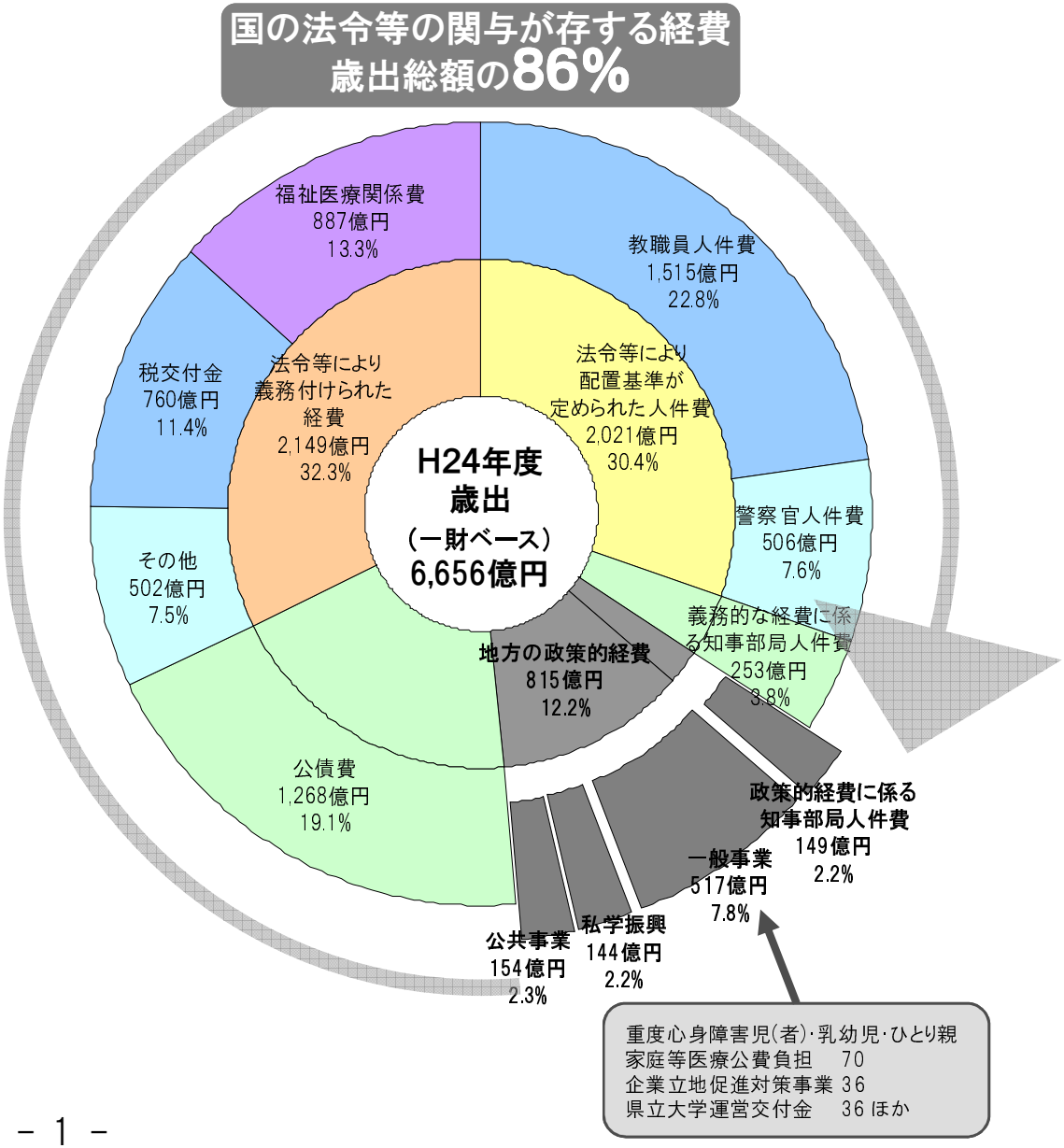

【参考】地方自治法
第232条第2項　法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合においては、**国は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない**。

地方交付税は地方行政の計画的な運営を保障するもの

県民のための計画的な県政運営を阻害する一方的な削減を二度と行ってはならない！

- 地方交付税は，その交付の基準の設定を通じて**地方行政の計画的な運営を保障するもの**（地方交付税法第1条）
- また，**国が地方に代わって徴収し，再配分する地方の固有財源**であり，**地方財政の赤字を補填するものではない**
- H25年度の地方公務員給与費に係る地方交付税の削減措置にみられるよう，地方の固有財源を国の政策目的を達成する手段として用いることは極めて不適切であり，**県民のための計画的な県政運営を阻害する地方交付税の一方的な削減を二度と行ってはならない**

出典：総務省「地方財政関係資料」

地方交付税の性格

●国税五税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

地方交付税制度の概要

性　格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、**いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）**

（参考　平成１７年２月１５日　衆・本会議　総理大臣答弁）
地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

【参考】地方交付税法

第１条　この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び**地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障する**ことによつて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

第３条　総務大臣は、常に各地方団体の財政状況の的確なは握に努め、**地方交付税の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に対し、衡平にその超過額を補てんすることを目途として交付しなければならない**。

２　国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその使途を制限してはならない。

３　地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない。

【参考】国と地方の歳入・歳出の役割分担の概念図（H23年度）

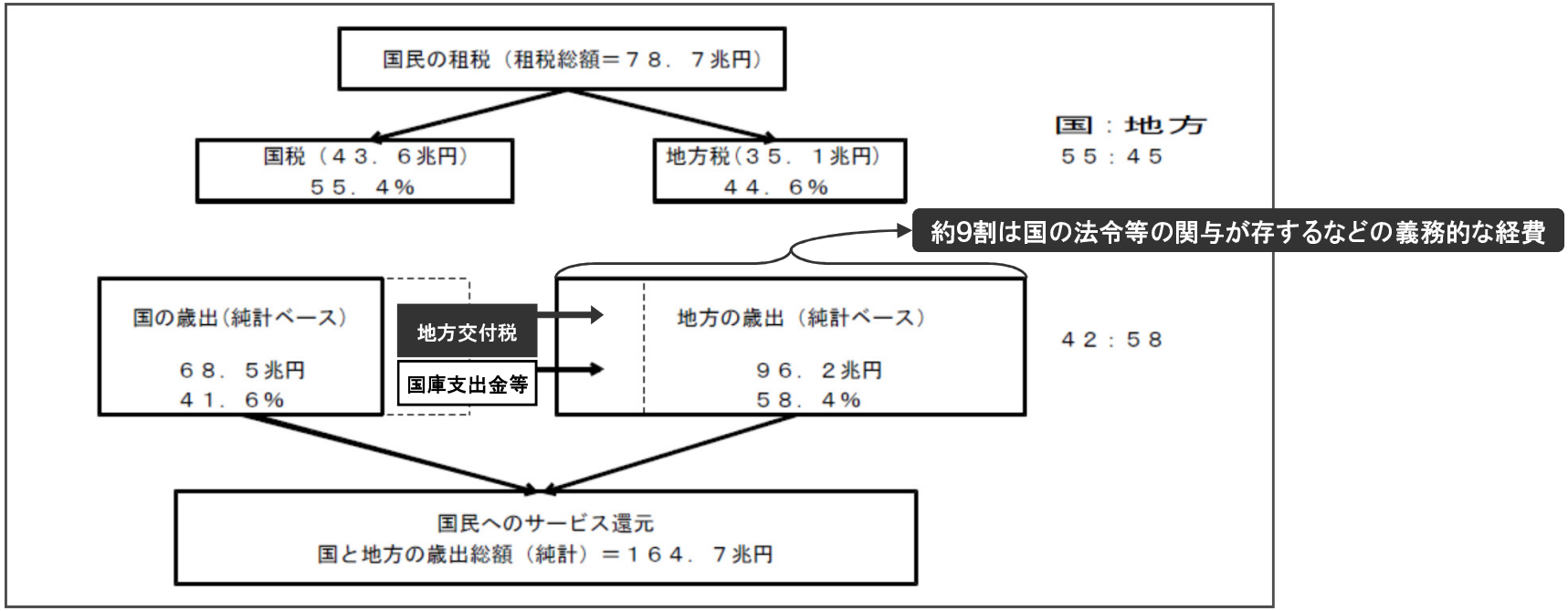

地方財政は巨額の財源不足が常態化

この対応のため　毎年度多額の赤字地方債発行を余儀なくされている状況

地方交付税の法定率を引き上げるなど抜本的な対策が急務！

- 広島県では，これまで長きにわたり財政健全化の取組を進めてきた結果，歳出総額に占める政策的経費の割合は**約3割（H5年度）から約1割（H24年度）に低下**
- この一方，地方交付税の原資となる国税収入に対し，社会保障関係費は増嵩し，公債費は高水準で推移していることなどにより，**地方財政は，毎年度継続的に巨額の財源不足が生じている**状況
- しかしながら，**国は，その財政事情等を理由として，地方交付税法の規定に基づく法定率の変更を行っていない**
- こうした状況に対応すべく，いわゆる国と地方の折半ルール※に基づく財源対策が講じられることとなった結果，**地方は毎年度多額の赤字地方債（臨時財政対策債）の発行を余儀なくされ，その残高は年々増嵩**

※　財源対策債の増発や，国の一般会計加算等を講じた上で，残余を国と地方が折半して補てんするもの

- 地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を確保するためには，**赤字地方債（臨時財政対策債）の発行に依存することなく，地方交付税の法定率を引き上げるなど抜本的な対策を講じることが急務**

広島県の歳出予算の推移（一般財源ベース）

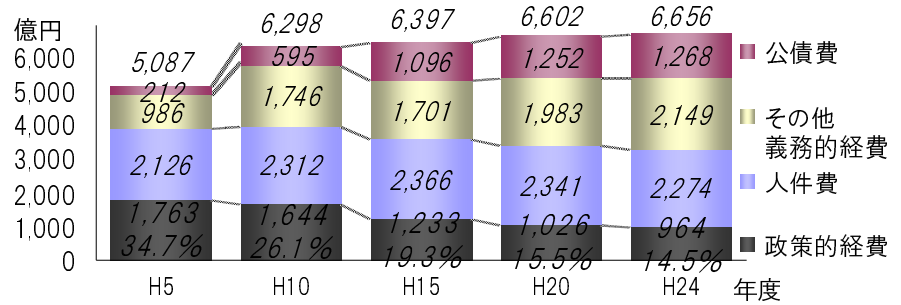

注1：H20年度以前の数値については一部推計値を用いている
注2：政策的経費には政策的経費に係る人件費を含む

地方財源不足の推移と主な要因

出典：総務省「地方財政関係資料」

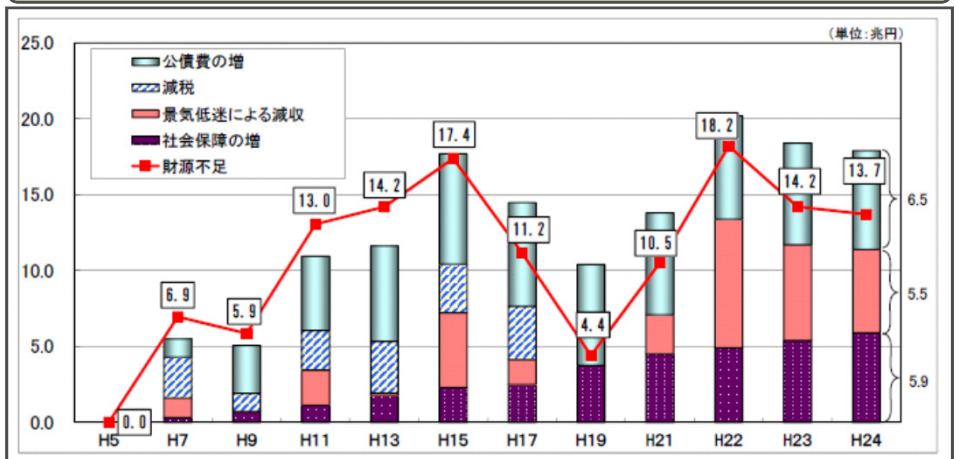

※　財源不足額は当初計画額。
※「公債費の増」「景気低迷による減収」「社会保障の増」は、H5年度からの増減。

【参考】地方交付税法

第6条の3第2項　毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第10条第2項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合※においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は**第6条第1項に定める率の変更を行う**ものとする。

［第10条第2項］ 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額とする。

［第6条第1項］ 所得税及び酒税の収入額のそれぞれ100分の32、法人税の収入額の100分の34、消費税の収入額の100分の29.5並びにたばこ税の収入額の100分の25をもつて交付税とする。

※ 地方交付税法第6条の3第2項の規定の考え方

① 地方財政対策を講じる前に、通常の例により算出される歳入歳出におけるギャップ（財源不足額）があり、

② その額が、法定率分で計算した普通交付税の額の概ね1割程度以上となり、

③ その状況が2年連続して生じ、3年度目以降も続くと見込まれる場合

広島県の地方債残高の推移

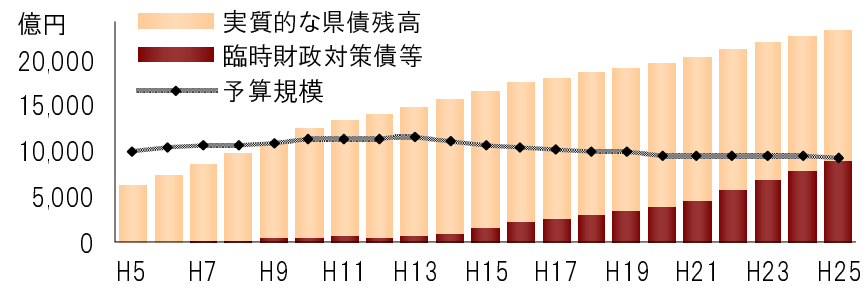

【参考】地方交付税率の変遷

出典：総務省「地方財政関係資料」

年度	所得税	法人税	酒税	消費税	たばこ税
昭和29	19.874/100	19.874/100	20/100		
昭和30		22/100			
昭和31		25/100			
昭和32		26/100			
昭和33		27.5/100			
昭和34		28.5/100			
昭和35～36	28.5/100 ＋ (0.3/100)＊1				
昭和37～39		28.9/100			
昭和40		29.5/100			
昭和41～63		32/100		＊2	
平成元～8		32/100		24/100	25/100
平成9～10		32/100		29.5/100	25/100
平成11	32/100	32.5/100	32/100	29.5/100	25/100
平成12～18	＊3 32/100	35.8/100	32/100	29.5/100	25/100
平成19～	32/100	34.0/100	32/100	29.5/100	25/100

（注）＊1 (0.3/100) は、臨時地方特別交付金
＊2 24/100 は、消費譲与税に係るものを除いた消費税に係る率
＊3 平成16年度から平成18年度までは、所得譲与税に係るものを除いた所得税に係る率

地方は経済危機の影響を引き続き受けていると認識しながらも地方の歳出抑制(≒地方財政計画の歳出特別枠の廃止)に言及

国が義務付けている事務を見直すことなく一方的に地方の財源だけを削減することは 地方財政を破壊するに等しい！

- 『骨太の方針2013』では，「**地方税収は未だ十分な水準まで回復しておらず**」「**地方財政は、リーマンショック後の経済危機の影響を引き続き受けている**」としながらも，「**危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要がある**」「**国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図る**」ことに言及し，**地方交付税の「歳出特別枠」などの廃止を示唆**
- 広島県内の本年4月の有効求人倍率は未だ1倍を下回るなど，雇用・労働情勢は依然として厳しい中で，**万が一，地方交付税の「歳出特別枠」「別枠加算」の廃止がなされれば，広島県では ▲60億円 の減収**となり，**「緊急経済・雇用対策」の取組に多大な影響を及ぼすなど，県民サービスの低下は避けられない**
- 国が地方に義務付けている事務を見直すことなく，一方的に地方の財源だけを削減することは，地方財政を破壊するに等しい行為である

地方交付税率の引き上げなど 安定的に一般財源総額を確保する仕組みが必要！

それがなされるまでは「歳出特別枠」「別枠加算」を維持すること！

- 地域経済の活性化や増嵩する社会保障関係費などへの対応のため，**地方交付税率の引き上げなどにより，安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保する仕組みの構築が必要**
- **近年，「歳出特別枠」の計上などをもって一般財源総額を確保してきた**経緯があり，**安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築がなされるまでの間は，地方財政対策として「歳出特別枠」「別枠加算」を維持することが必要**

【参考】経済財政運営と改革の基本方針〔骨太方針〕関係部分抜粋

第3章 経済再生と**財政健全化**の両立

3．主な**歳出分野における重点化・効率化**の考え方

（3）地方行財政制度の再構築に向けて

① 基本的考え方

地方税収は未だ十分な水準まで回復しておらず、緊急的に創設された歳出特別枠等も存置されているなど、地方財政は、リーマンショック後の経済危機の影響を引き続き受けている。必要な財源を確保しながら、経済再生に合わせ、**こうした危機対応モードから危機以前の状況、すなわち平時モードへの切替えを進めていく必要がある**。

そのためには、**今後の経済成長の動きと合わせた地方税収の確保や歳出の重点化・効率化などにより、地方財政を歳入面、歳出面から改革する**とともに、**地域活性化や経営改革にチャレンジする地方自治体が報われ、経済社会構造の変化に適切に対応することを可能とする地方行財政制度を整備していく**ことが重要である。

② 重点的取組（地方財政の健全化、自立促進）

地方財政を健全化し自立を促進する。このため、**地方税収を増やすなど歳入を充実**し、**国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図る**など、歳入・歳出両面の改革に取り組むとともに、**地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する**。また、不交付団体数をリーマンショック以前の水準にすることを目指す。

-歳出改革- **地方の安定的な財政運営に配慮しながら、地方歳出の質を高めるため、その重点化・効率化を図る**。

-頑張る地方の支援- 地方分権を強力に推し進め地方の自由度を高めるとともに、**地方交付税において、新たに、地域経済の活性化に資する算定を行革努力と地域経済活性化の成果の2つの観点から行うこととし、頑張る地方を息長く支援するため一定程度の期間継続する**。

【参考】地方財政計画の一般歳出の推移

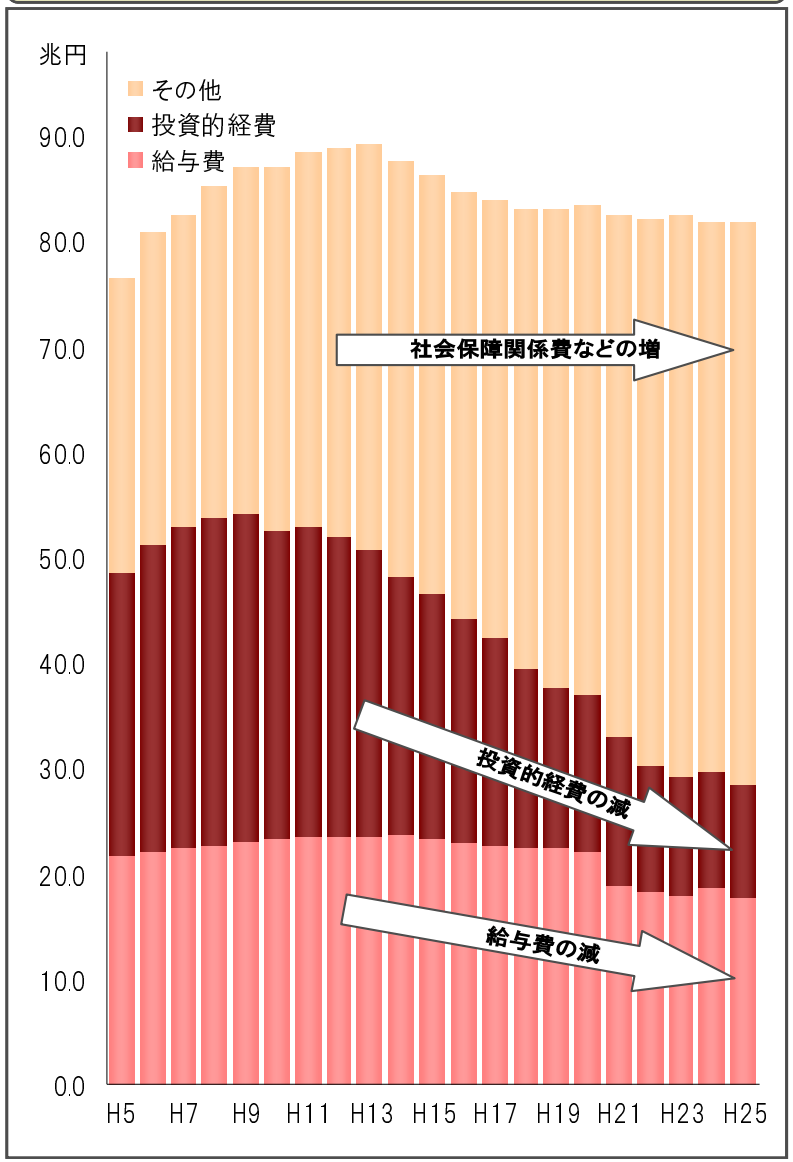

地方交付税の一部について　行革努力と地域経済活性化の成果による算定に言及

しかしながら，地方は依然として厳しい財政環境に置かれていることなどを踏まえ

まずは，地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の確保を優先させるべき！

- 『骨太の方針2013』では，（歳出特別枠の廃止などを示唆する）「**危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要がある**」とし，**そのための重点的取組**として，「地方交付税において，新たに，**地域経済の活性化に資する算定を行革努力と地域経済活性化の成果の2つの観点から行う**」ことに言及
- その算定基礎と想定されている指標のうち，例えば，
  - 「歳出決算の削減率」については，**国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割を占めており，その削減には国の事務をスクラップすることが不可欠である**こと
  - 「製造品出荷額」「小売業年間商品販売額」については，**経営戦略の観点から，自動車メーカーが自動車生産を県外に移した場合や，大規模百貨店を閉店した場合には，「製造品出荷額」などの減少が避けられないが，その一方で，雇用対策などの機動的な取組が求められるなど，財政需要はむしろ拡大する**こと などの課題もある
- このため，
  - 地方交付税はその交付の基準の設定を通じて**地方行政の計画的な運営を保障するもの**であること
  - 社会保障関係費は増嵩し，公債費は高水準で推移するなど，**地方は依然として厳しい財政環境に置かれている**こと

などを踏まえ，**「歳出特別枠」を「一般行政経費」に組み入れるなど，まずは，地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の確保を優先させるべき**

【参考】第11回経済財政諮問会議資料「地方財政の改革に向けて（新藤議員提出資料）」関係部分抜粋

今後の取組方針

アプローチ2　頑張る地方の支援（地方交付税において地域経済の活性化に資する算定を導入し、頑張る地方を息長く支援）

- 地方交付税において、地域経済活性化の取組に必要となる財政需要の算定を行う。
- 算定に当たり、行革努力の取組と、地域経済活性化の成果の2つの観点から、適切な指標を設定する。

〔指標のイメージ〕

（ｉ）行革努力の取組に着目した算定

歳出決算の削減率、人件費削減の取組（給与水準、職員数）

（ii）地域経済活性化の成果に着目した算定

製造品出荷額、**農業産出額**、**小売業年間商品販売額**、**事業所数** 等

- 地方公共団体の息の長い取組を促すため、一定程度の期間、上記の算定を継続する。